

令和6年度「阿波ふうどスペシャリスト」発信力強化事業 企画提案募集要領

1 趣旨・目的

「徳島の食」を応援し、県と連携してその魅力を発信する「阿波ふうどスペシャリスト」の拡大に取り組むことで、「阿波ふうど」の認知度向上及び「阿波ふうどスペシャリスト」の活性化を図る。

また、県と「阿波ふうどスペシャリスト」が連携して「徳島の食」の魅力を発信することで、多くの人々の「阿波ふうど」への興味関心を啓発するとともに、本県の豊かな食に共感する「徳島ファン」を増やすことを目的に、企画提案を募集する。

①「阿波ふうど」について

徳島県では、平成27年度から、徳島の豊かな「食」の魅力や価値を伝えるブランドネーム「阿波ふうど」を活用し、全国に向けた情報発信に取り組んでいる。

②「阿波ふうどスペシャリスト」制度について

「徳島の食」に共感し、応援していただける個人や店舗等を「阿波ふうどスペシャリスト」として認定する制度を設けている。「阿波ふうどスペシャリスト」から提供された情報を、県が集約し公式「Facebook」等のSNSを通じて発信している。

公式HP : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/nogyo/2016012000103>

公式Facebook : <https://www.facebook.com/awafood/>

Twitter : <https://twitter.com/awafood>

Instagram : https://www.instagram.com/awafood_tokushima/?hl=ja

Youtube : <https://www.youtube.com/channel/UCK09S0vXrJTVRpy5D0Inzmw>

阿波ふうどまるごとサイト : <https://awa-food-tokushima.com/>

2 事業実施主体

徳島県

3 事業実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

4 募集対象事業

(1) 委託業務名

令和6年度「阿波ふうどスペシャリスト」発信力強化事業

(2) 委託業務の内容

別添令和6年度「阿波ふうどスペシャリスト」発信力強化事業 仕様書 のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 見積限度額

1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を決定し、その提案提出者を契約予定者とする。

6 委託対象経費

(1) 対象となる経費

- ア 事業実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

(2) 対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- エ その他、事業との関連が認められない経費

対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

7 応募者の参加資格

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとして認められる者でないこと。
- (10) 応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

(11) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

8 企画提案の参加及び応募方法

(1) 提出書類及び部数

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。書類の大きさはA4版とする。

内 容	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	令和6年 5月29日（水） 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） （ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、 個人事業者の場合は、個人事業開始届の写し	
（イ）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等	
（ウ）直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書 の写し等でも可）	
（エ）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納が ない旨の証明書	
（オ）コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）	
ウ 類似業務委託実績調書（様式第2号） 契約書又はこれに類する書類の写しを添付すること	
エ 企画提案書（様式第3号）	令和6年 6月5日（水） 午後5時必着
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部とくしまブランド推進課 販売戦略担当

電 話 番 号：088-621-2431

ファクシミリ：088-621-2856

E-mail: tokushimabrandsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

※持参以外の手段で提出した場合は、必ず電話で確認すること。

9 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版とし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- シ 本業務を通じて知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ス 本業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条例にのっとり、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- セ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- ソ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

10 応募書類等に係る質問

- (1) 質問の受付期限
令和6年5月27日（月）午後5時必着とする。
- (2) 質問書の提出方法
質問書（様式第5号）により行うものとし、8の（2）提出先及び問い合わせ先に書面で提出し、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答
徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

11 審査及び結果通知

- (1) 審査方法
徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募が多数の場合は、企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。

また、応募者が1者だった場合は、総合的に評価して契約予定者としての適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査委員は、次の観点に基づき審査する。

審査項目	
事業内容について	事業内容の妥当性かどうか。目的、趣旨を十分に踏まえているか。
事業の実現可能性	実現可能な内容となっているか。 本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
運営体制、実施体制（関係機関との連携体制）	事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか。
事業の波及効果	事業の波及効果が期待できるか。
自由提案	効果的な提案がなされているか。
経費積算の妥当性	積算に妥当性があるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

12 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

13 日程

募集開始	令和 6年 5月 16日 (木)
質問受付締切	令和 6年 5月 27日 (月) 午後5時必着
参加申込書等 (ア、イ、ウ) の提出期限	令和 6年 5月 29日 (水) 午後5時必着
企画提案書等 (エ、オ) の提出期限	令和 6年 6月 5日 (水) 午後5時必着
審査委員会 (プレゼンテーション審査)	令和 6年 6月 上旬頃
審査結果通知・契約・業務開始	令和 6年 6月 中旬頃